

議第3号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成26年3月3日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。				(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。			
種類		1件につき	件数 区分 等	種類		1件につき	件数 区分 等
(1)の部～(42)の部 (略)				(1)の部～(42)の部 (略)			
(43) 消防法第 11条第1項 前段の規定に 基づく製造所 の設置の許可	ア 指定数量の倍数が10以下のもの	39,000		(43) 消防法第 11条第1項 前段の規定に 基づく製造所 の設置の許可	ア 指定数量の倍数が10以下のもの	39,000	
	イ 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000			イ 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000	
	ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000			ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000	
	エ 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000			エ 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000	
	オ 指定数量の倍数が200を超えるもの	<u>91,000</u>			オ 指定数量の倍数が200を超えるもの	<u>92,000</u>	
(44) 消防法第 11条第1項 前段の規定に 基づく貯蔵所 の設置の許可	(1)の款～(3)の款 (略)			(44) 消防法第 11条第1項 前段の規定に 基づく貯蔵所 の設置の許可	(1)の款～(3)の款 (略)		
(4) 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(5)において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	<u>820,000</u>		ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	<u>830,000</u>		
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>990,000</u>		イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>1,010,000</u>		
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1,100,000</u>		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1,120,000</u>		
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>1,400,000</u>		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>1,420,000</u>		
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,640,000</u>		オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,660,000</u>		
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロ	<u>3,850,000</u>		カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロ	<u>3,880,000</u>		

で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	リットル未満のもの	
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>5,090,000</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	6,290,000
(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	<u>1,120,000</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>1,330,000</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1,480,000</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,830,000
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>2,120,000</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>4,330,000</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,570,000
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40	6,770,000

で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(5)において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	リットル未満のもの	
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>5,100,000</u>
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	6,290,000
(5) 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	<u>1,130,000</u>
	イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>1,340,000</u>
	ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1,500,000</u>
	エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,830,000
	オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>2,140,000</u>
	カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>4,350,000</u>
	キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,570,000
	ク 危険物の貯蔵最大数量が40	6,770,000

		万キロリットル以上のもの	
	(6)の款～(12)の款 (略)		
(45) 消防法第	(1)の款～(5)の款 (略)		
11条第1項	(6) 一般取扱所	ア 指定数量の倍数が10以下のもの	39,000
前段の規定に基づく取扱所の設置の許可		イ 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000
		ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000
		エ 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000
		オ 指定数量の倍数が200を超えるもの	<u>91,000</u>
(46)の部～(55)の部 (略)			
(56) 消防法第	(1)の款～(3)の款 (略)		
11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(4) 溶接部検査 (特定屋外タンク貯蔵所)	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	490,000
		イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	630,000
		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>950,000</u>
		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,310,000
		オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,650,000</u>
		カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>3,180,000</u>

		万キロリットル以上のもの	
	(6)の款～(12)の款 (略)		
(45) 消防法第	(1)の款～(5)の款 (略)		
11条第1項	(6) 一般取扱所	ア 指定数量の倍数が10以下のもの	39,000
前段の規定に基づく取扱所の設置の許可		イ 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000
		ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000
		エ 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000
		オ 指定数量の倍数が200を超えるもの	<u>92,000</u>
(46)の部～(55)の部 (略)			
(56) 消防法第	(1)の款～(3)の款 (略)		
11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	(4) 溶接部検査 (特定屋外タンク貯蔵所)	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	490,000
		イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	630,000
		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>990,000</u>
		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,310,000
		オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,720,000</u>
		カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>3,320,000</u>

		キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>3,890,000</u>
		ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>4,450,000</u>
	(5)の款 (略)		
(57)の部 (略)			
(58) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	(1) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	310,000
		イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>410,000</u>
		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	720,000
		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>920,000</u>
		オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,160,000</u>
		カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>2,830,000</u>
		キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>3,470,000</u>
		ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>4,000,000</u>
	(2)の款・(3)の款 (略)		
(59)の部 (略)			
備考 (略)			

		キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>4,060,000</u>
		ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>4,650,000</u>
	(5)の款 (略)		
(57)の部 (略)			
(58) 消防法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査	(1) 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	ア 危険物の貯蔵最大数量が1千キロリットル以上5千キロリットル未満のもの	310,000
		イ 危険物の貯蔵最大数量が5千キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>430,000</u>
		ウ 危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	720,000
		エ 危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>960,000</u>
		オ 危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,210,000</u>
		カ 危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>2,950,000</u>
		キ 危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>3,620,000</u>
		ク 危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>4,170,000</u>
	(2)の款・(3)の款 (略)		
(59)の部 (略)			
備考 (略)			

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第2条第1項の表(43)の部、(44)の部、(45)の部、(56)の部及び(58)の部の規定は、平成26年4月1日以後に申請のあつた事項に係る手数料について適用する。